

令和3年度  
佐賀市生活安全推進協議会

議事資料

日時 令和4年2月15日（火）10:00～

場所 佐賀市役所 南棟2階 庁議室

## 目 次

	ページ
1 犯罪の概況について . . . . .	1
2 防犯カメラについて . . . . .	7
3 犯罪被害者等支援について . . . . .	9

### 《参考資料》

佐賀市生活安全推進協議会委員名簿 . . . . .	14
佐賀市生活安全推進条例 . . . . .	15

# 1 犯罪の概況について

## 1 犯罪発生状況

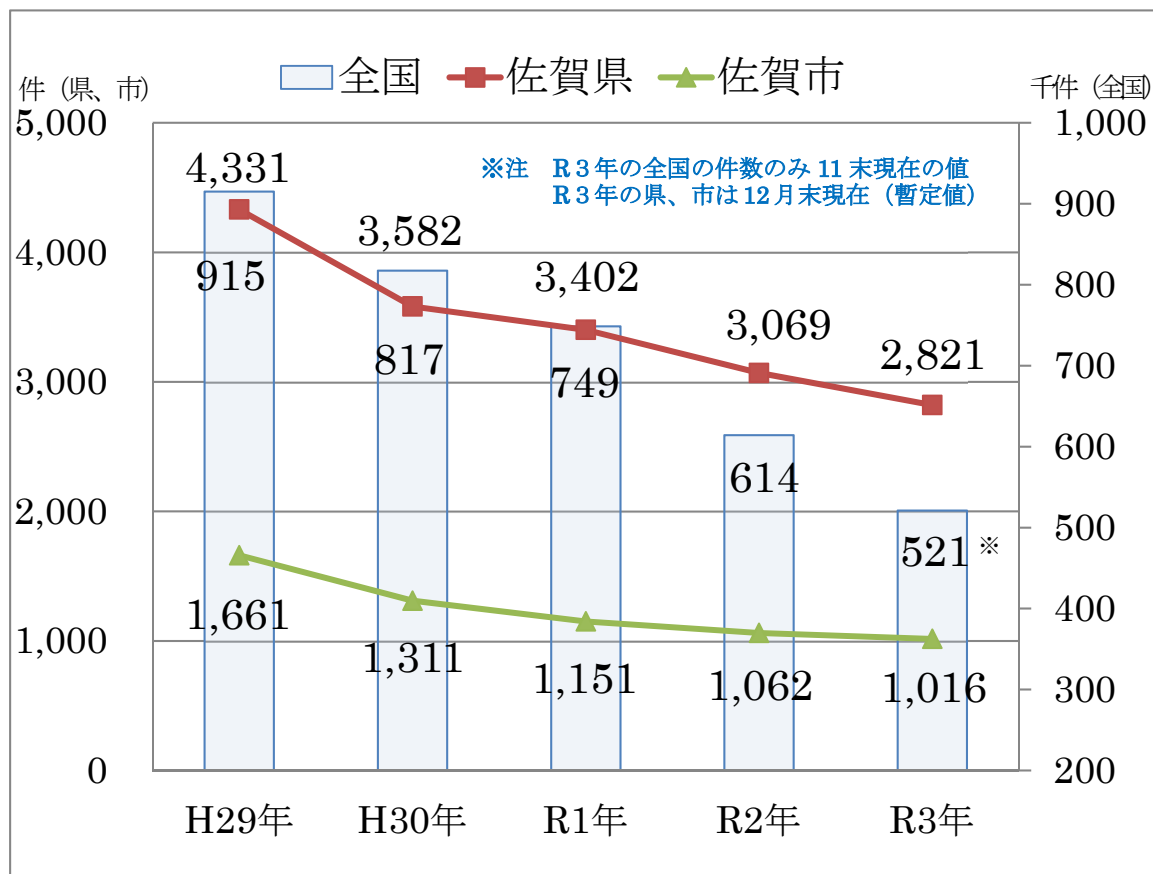
刑法犯認知件数は平成14年にピーク（285万4,061件）を迎えたが、その翌年以降減少を続けている。令和2年には61万4,231件（前年比17.9%減）と、18年連続での減少となっており、平成27年以降から戦後最少を連続して更新している。刑法犯認知件数が減少している状況は佐賀県及び本市においても同様に続いている。

一方、刑法犯認知件数が全体として減少傾向にある中で、近年の認知件数が高止まり傾向にある犯罪として「声かけ」、「つきまとい」、「DV（ドメスティックバイオレンス）」、「ストーカー」等があり、これらについては昨年度の会議において触れたが、佐賀市内の発生件数は、引き続き「声かけ」、「つきまとい」については高止まり傾向にあり、「DV」、「ストーカー」については増加傾向となっている。

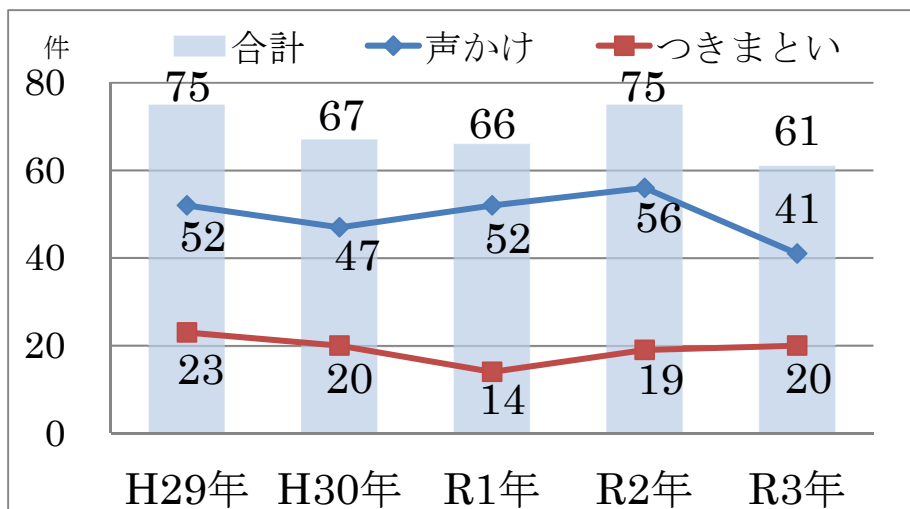
また、このほかに増加傾向にあるものとしてサイバー犯罪があり、佐賀県においても近年増加傾向にある。

なお、必ずしも増加傾向ではないものの、依然としてニセ電話詐欺の被害は発生しており、令和3年の被害額は、佐賀県内では1億780万円（33件）、佐賀市内では1,649万円（10件）となっており、昨年末頃からは市役所職員等を騙っての還付金詐欺も多発している。

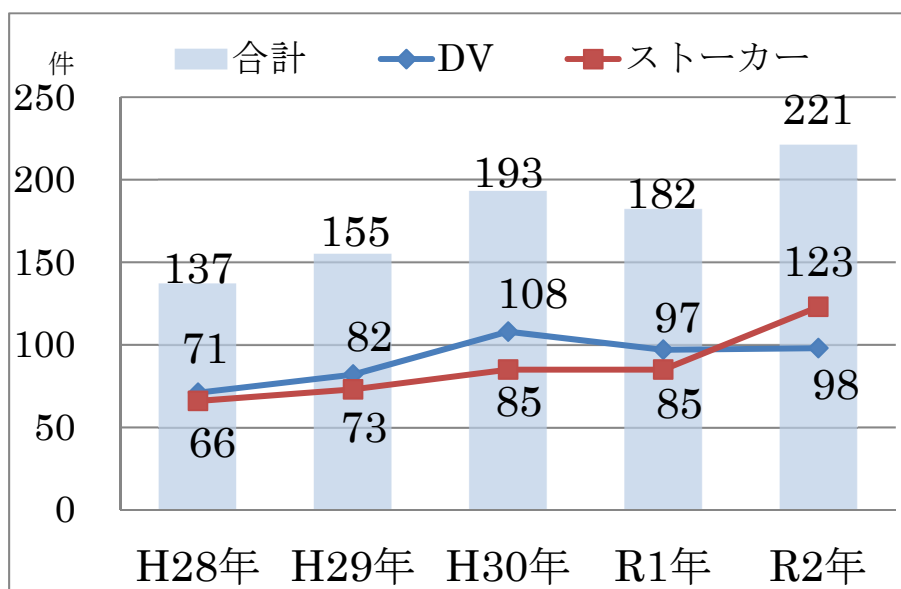
(1) 近年の刑法犯認知件数の推移（全国、佐賀県、佐賀市）



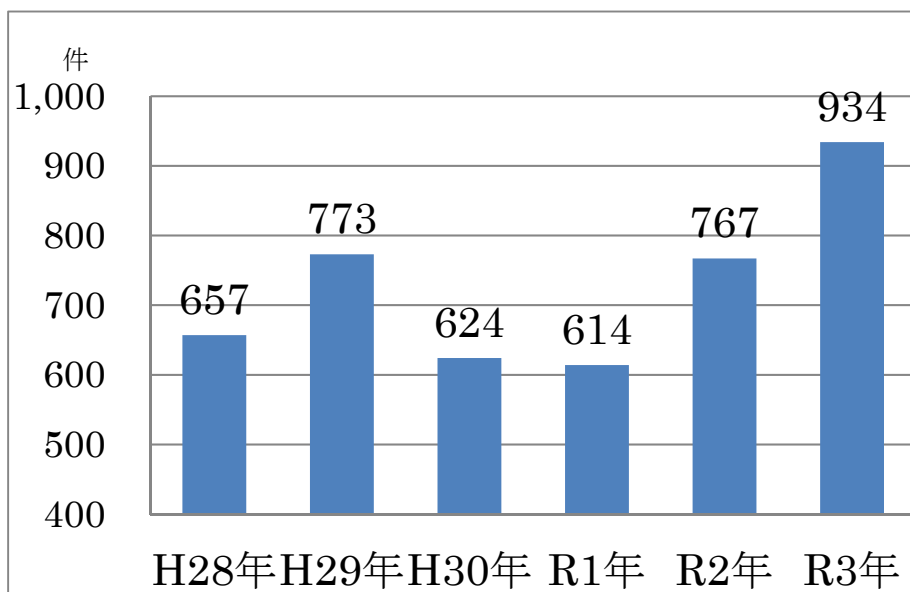
(2) 佐賀市における声かけ・つきまとい発生件数



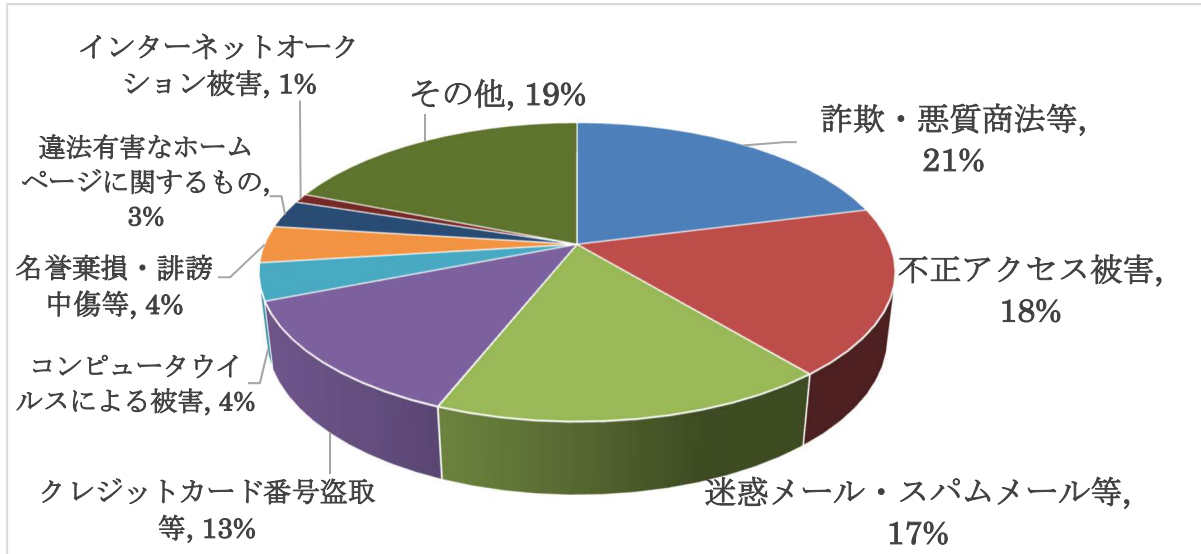
(3) 佐賀市のDV・ストーカーに係る警察への相談件数



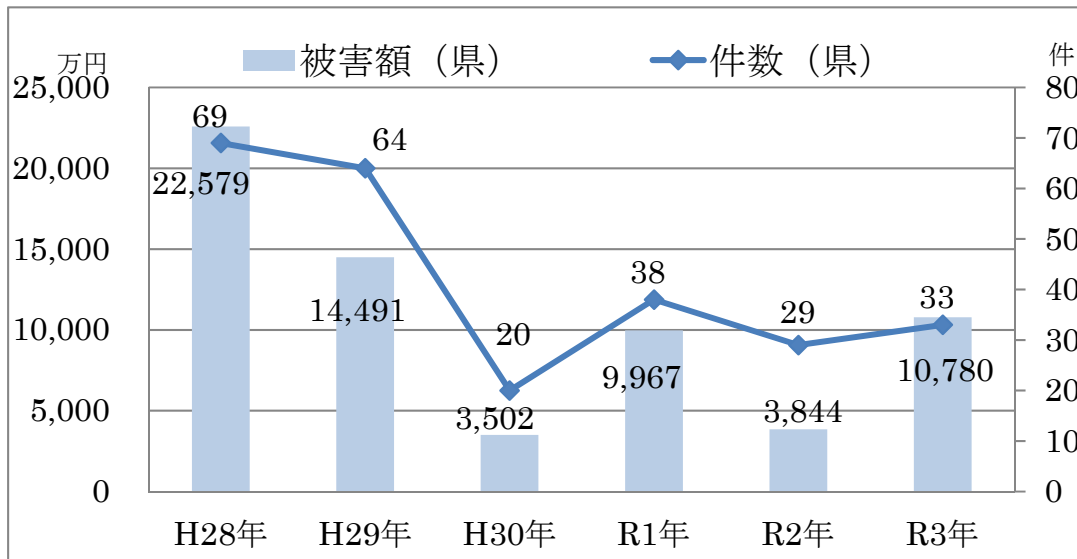
(4) 佐賀県内のサイバー犯罪相談件数



(5) 佐賀県内のサイバー犯罪相談状況（令和3年中暫定値）

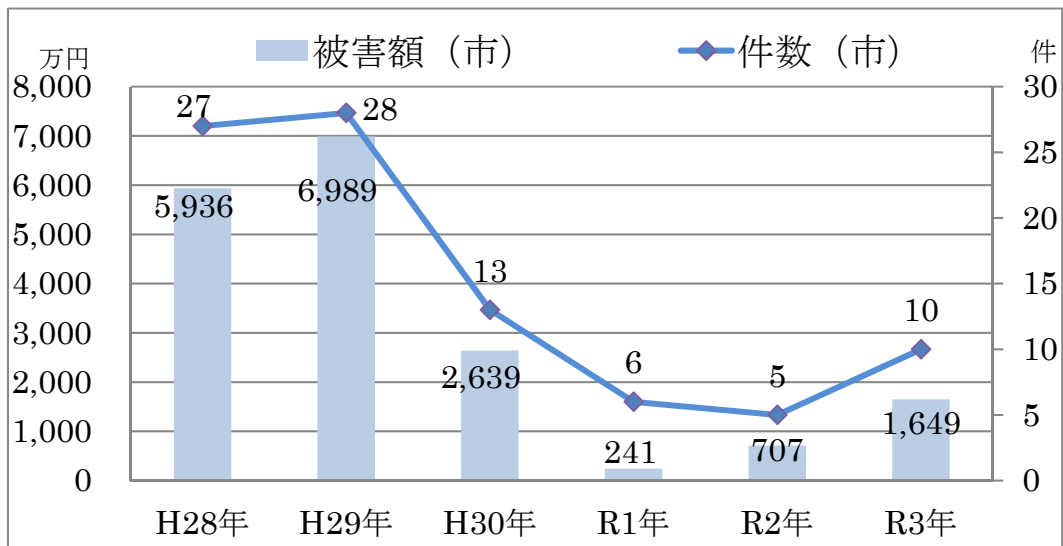


(6) 佐賀県内のニセ電話詐欺の発生状況



(7) 佐賀市内のニセ電話詐欺の発生状況

※平成28年度～平成30年度の被害額は佐賀南警察署管内のみのデータ



## 2 警察署からの報告

令和3年中における佐賀南、佐賀北警察署管内の現状と主な対策

### (1) 声かけ・つきまとい

#### ① 認知状況（令和3年中、単位：件）

	声かけ	つきまとい
佐賀南	19	13
佐賀北	22	7

※発生時間帯：15時～18時が最も多い

※被害者の学識別：小学生44%、中学生23%

※行為者の交通手段：徒歩50%、自動車30%

#### ② 被害防止対策

- ・学校や通学路の安全対策の推進
- ・被害防止教育の推進
- ・あんあんメール等による情報の発信

### (2) DV・ストーカー

#### ① 警察署別認知・検挙状況（令和2年中、単位：件）

	DV		ストーカー	
	認知	検挙	認知	検挙
佐賀南	54	18	73	16
佐賀北	44	8	50	2

※令和3年中においても、同水準で推移している。

#### ② 対策

- ・被害者等の安全確保を最優先とした対策（加害行為等の防止、被害者等の保護措置等）
- ・関係機関との連携

### (3) サイバー犯罪対策

- ・不正アクセス、不正送金事犯対策の推進
- ・インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進
- ・学校等におけるサイバー犯罪（インターネットの脅威等）に関する講話の実施

### (4) ニセ電話詐欺

#### ① 認知状況・被害額

	認知件数	被害額
佐賀南	4件（+3件）	約1,195万円（約+1,055万円）
佐賀北	6件（+2件）	約454万円（約-113万円）

※（ ）内は前年比

#### ② 対策

- ・老人会等における防犯講話の実施
- ・年金支給日等での広報活動や各種媒体を活用した防犯広報の実施
- ・金融機関やコンビニと連携した水際対策の推進

### (5) その他

- ① 佐賀南、佐賀北警察署合同防犯啓発メッセージ動画の制作・配信
- ② 施錠促進対策の推進

### 3 今年度の佐賀市の主な取組み

#### (1) 出前講座

地域の団体等からの希望により年間を通じて随時実施。

主に高齢者のグループを対象とし、市職員や警察官 OB を講師として、日常的な防犯対策や、ニセ電話詐欺被害の事例等を紹介等による講話を行っている。啓発動画 DVD（佐賀東高校演劇部による啓発劇）上映やあんあんメール、さがんメール等を照会して活用を促すなどの情報提供も行っている。

今年度の実施状況は、保育園での開催が2回（うち1回は職員に対する不審者対応訓練）、高齢者団体が4回の計6回（12月末現在）の実施となっている。

開催実績：令和2年度 7回、令和元年度 8回、平成30年度 16回

【参考：佐賀東高校演劇部による広報動画へのリンク】

① ニセ電話詐欺啓発



② 暴力団排除



③ ながら防犯



#### (2) 防犯教室（市立中学校）

佐賀市暴力団排除条例に基づく暴力団加入防止及び薬物等乱用防止のための教育を市立中学校16校※で実施した。（市が10校、県警本部が6校を担当）

※今年度は、市立中学校18校のうち、2校が新型コロナウイルス感染症の影響で中止

講師：佐賀県警察本部人身安全・少年課職員またはスクールサポーター

内容：暴力団の実態、薬物の危険性等や、実話に基づくエピソード、体験者手記等を交えた暴力団加入防止を図る講話

#### (3) ホームページ、市報での啓発

- ・佐賀市ホームページへの「県警安全サポート情報」の掲載（1月末現在で9回）… 別紙
- ・佐賀南警察署作成の防犯情報をホームページ、市報等で広報（県民ロックの日、6月及び12月の還付金詐欺多発注意喚起啓発）
- ・佐賀北警察署作成の防犯チラシの市役所本庁市民ホールへの設置（6月のコロナワクチン優先接種詐欺及びニセ電話詐欺注意喚起・啓発）
- ・佐賀南及び佐賀北警察署作成の佐賀市著名人による防犯啓発メッセージ動画の本庁舎市民ホールでの上映及びホームページ掲載 【動画リンク】⇒



#### (4) 街頭啓発

- ・安全安心なまちづくり街頭キャンペーン

12月3日に佐賀駅周辺において、年末の恒例行事として本協議会と暴走族追放審議会との合同で街頭啓発を行った。今年度で10回目の開催となる。

参加人数：42名

配布実績：佐賀駅、バスセンター周辺利用者780名へ配布

配布物：啓発チラシ、消費生活センター利用案内カード、啓発用品（お菓子、入浴剤、ボールペン）、犯罪被害者支援リーフレット（市及び佐賀VOISS）

※今年度は、ランニングを通じた見守り活動を行っている団体「パトランSAGA」のメンバー6名も特別に参加し啓発を行った。

(5) 青色防犯パトロール

青色防犯パトロールの実施許可を受けた公用車を使って、市職員が外出する際に、青色回転灯を回転させながらパトロールを兼ねて移動

- ・登録公用車：15台（本庁4台、支所11台）
- ・職員講習会

登録公用車所管課職員を対象として、7月14日に講習会を実施  
令和3年度新規受講者：18名

#### 4 課題

効果的な啓発について



## 2 防犯カメラについて

### 1 市の防犯カメラの設置の考え方（方針）

#### (1) 市が管理運用する防犯カメラ

##### ① 市の施設への設置

施設を所管する各部署において、必要に応じて防犯カメラを設置し、管理・運用を行う。

##### ② 市の施設外への設置

佐賀駅・バスセンター周辺及びエスプラッツ外周壁に設置している防犯カメラについては、生活安全課が管理・運用を行う。

#### (2) 市民（自治会、事業所等）が管理運用する防犯カメラ

自治会、事業所等市の所有施設以外の設置に対しては、佐賀地区防犯協会が防犯カメラ設置助成を行っており、市は同協会を支援する。

### 2 市が設置している防犯カメラ・監視カメラの状況

令和4年1月末現在で合計354台を設置

昨年度から防犯カメラ・監視カメラは25台増加

（城東中学校、春日小学校、やまびこの湯、市役所第二駐車場ほか）

#### (1) 主な設置状況

##### ① 市所管施設

単位：台

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2	R3
防犯カメラ・監視カメラ	184	213	213	281	297	322
ドライブレコーダー	117	167	206	240	264	282
合計	301	380	419	521	561	604

##### ② 市所管施設以外

・佐賀駅周辺及び佐賀駅バスセンター待合室内（生活安全課） 20台

・エスプラッツ外周壁（生活安全課） 12台

※エスプラッツについては機器耐用年数経過により令和4年度に機器更新予定

#### (2) 捜査機関へのデータ提供件数

平成28～令和2年度における防犯カメラ・監視カメラ等照会対応件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	35	60	72	64	56	287

### 3 佐賀県による補助（佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金）

#### (1) 補助対象

① 市町が新たに設置する場合の経費

② 市町や地区防犯協会が自治会等へ補助を行う場合の負担経費

#### (2) 事業期間

令和元年度（10月）～令和4年度（予定）

(3) 補助率

市や地区防犯協会が負担する額の3分の1（上限額：1台あたり10万円）

(4) 主な要件

- ① 通学路等の道路、公園等の子どもの遊び場周辺等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影し、録画機能を有するものであること。
- ② 防犯カメラの設置と併せ、地域での防犯活動に取り組んでいること。

(5) 佐賀市における活用状況

今年度も、昨年度に引き続き教育委員会学事課により春日小学校に設置する2台の防犯カメラについて、合計94,000円の補助金を申請し、交付決定を受けている。

また、今年度は佐賀地区防犯協会も2台分、16,000円（自治会への防犯カメラ設置助成に対して）の補助金の交付を受けている。

#### 4 佐賀地区防犯協会による防犯カメラ等設置助成

平成29年度から地域（事業所、自治会等）が設置する防犯カメラに対して助成を行っている。

(1) 助成対象

- ① 主として子どもを見守るため、商業施設や事業所等が施設に設置する防犯カメラ
- ② 主として子どもを見守るため、校区防犯協会長が必要と認めた箇所に設置する防犯カメラ
- ③ 商業施設や事業所等が施設に設置する防犯カメラ
- ④ 校区防犯協会長が必要と認めた箇所に設置する防犯カメラ

(2) 助成額

設置工事費を含む総額が10万円以上の場合に一律5万円

(3) 助成実績

年度	H29 (初年度)	H30	R1	R2	R3*	合計
助成枠件数	6	5	10	10	10	41
実績件数	0	5	7	10	3	25

※令和4年1月末現在の交付実績（うち1件は県補助を活用）

#### 5 課題

防犯カメラの設置の在り方について

### 3 犯罪被害者等支援について

#### 1 条例の制定

佐賀市において、犯罪被害者支援を推進するため、警察や民間の支援団体、他、県をはじめとする関係各機関と連携し、犯罪被害者等が受けた被害を回復又は軽減し、再び平穏な生活を送ることができるよう、被害者の気持ちに寄り添った支援の実現のため「佐賀市犯罪被害者等支援条例」を平成 29 年 9 月 25 日に制定し、平成 29 年 10 月 1 日から施行している。

#### 2 条例施行後の対応

##### (1) 相談体制

##### ① 相談窓口の一元化

犯罪被害者の相談時の負担（複数の窓口で何度も自らの被害を説明しなければならない）を軽減し、また、対応者による二次的被害を防止するため、相談窓口を一元化し、総合相談窓口を生活安全課内に設置した。（P.11「犯罪被害者等支援に関する市役所内担当部署」参照）

##### ② 付き添い支援

相談内容に応じて生活安全課職員が庁内関係部署に同行する「付き添い支援」を実施

##### ③ 支援団体との連携

- ・ 認定 NPO 法人犯罪被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）

相談内容が市で行う業務以外であった場合、佐賀 VOISS を通じて必要な関係機関との連携をとり、できるだけ相談者にとって必要な対応ができるようにしている。

##### ④ 佐賀県警との連携

相談や見舞金支給申請の対応時に、被害内容の確認等を行い、状況に応じた適切な支援及び適正な見舞金支給のために連携をとっている。

##### ⑤ 佐賀県との連携

平成 30 年度から佐賀県くらしの安全安心課内に配置された犯罪被害者支援コーディネーターから相談対応についての助言指導を受けている。

※令和 3 年度から佐賀 VOISS がコーディネーター業務を受託している。

##### ○ 生活安全課相談対応実績

年度	H29 <sup>※1</sup>	H30	R1	R2	R3 <sup>※2</sup>
来庁	1	1	2	2	2
電話	1	1	1	1	0

※1 H29 年 10 月 1 日以降 ※2 R4 年 1 月末現在

##### ○ 市婦人保護相談事業における DV（夫婦間の暴力）相談件数（子ども家庭課）

年度	H29	H30	R1	R2
相談件数	382	221	480	633

○「さが mirai」相談件数（佐賀県内）

年度	H29	H30	R1	R2	R3※
来所相談	62	33	23	13	39
電話相談	107	111	124	108	114
合計	169	144	147	121	153

※R3年12月末現在  
※緊急時の相談は県内に限っていない。

○「犯罪被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」の相談件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3※
相談件数（県内）	560	636	572	715	661
相談件数（佐賀市）	292	258	322	324	177

※R3年12月末現在

(2) 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金となる見舞金を支給する。昨年度は条例施行後初の支給実績となったが、今年度は1月末現在で2件の支給を行った。

遺族見舞金 300,000円      傷害見舞金 100,000円

【支給実績】

令和2年度      傷害見舞金    1件（条例施行後初の支給実績）

令和3年度      傷害見舞金    2件

(3) 日常生活の支援

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるように、福祉サービスの提供その他必要な支援を行う。

(4) 居住の安定

市営住宅の確保等に必要な情報提供等、必要な支援を行う。

（目的外使用で入居させ、その後年4回の募集時に点数を加算し優先入居させる等）

令和元年10月には、他市の警察署から被害者の避難場所として佐賀市の市営住宅への入居相談があり、担当部署（建築住宅課）と警察署で協議し入居に至った事例あり。）

(5) 雇用の安定

雇用面で不利益を受けたり、雇用の打ち切りをされたりしないよう、事業者に対し、犯罪被害者等の状況や必要な支援について理解を深めてもらう。

平成29年度以降毎年「佐賀市労政だより」に掲載し、事業主に対して理解を求める啓発を継続して行っている。（1月発行分に掲載）

(6) 広報啓発

① 市報、ホームページ等による啓発

令和3年度    5回

- ② 犯罪被害者支援に係るリーフレットの配布  
関係部署の窓口設置、出前講座やイベント、連絡会議他部署等での配布  
人権・同和政策・男女参画課による毎月11日の人権の日の街頭啓発時にも配布している。

③ イベント等の実施

ア 犯罪被害者支援フォーラム2021

佐賀県、佐賀県警察本部及び佐賀VOISSと佐賀市の四者共催で開催

日時：令和3年11月18日（火） 会場：アバンセホール 参加者：約150名

内容：交通死亡事故による被害者遺族の講演、佐賀県警察音楽隊による演奏

開演前の啓発DVD上映及び会場外での資料展示

イ 佐賀県警察本部主催「犯罪被害者週間広報キャンペーン」への参加

場所：ゆめタウン佐賀内イベントスペース

内容：警察音楽隊の演奏及び、参加者への被害者支援の説明、パンフレット等の配布

(7) 庁内関係部署との連携や職員の資質向上

① 「佐賀市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の設置

目的：支援等に関し佐賀市の状況に応じた施策を検討するため

構成部署：生活安全課、建築住宅課、障がい福祉課、福祉総務課、高齢福祉課、生活福祉課、子育て総務課、人権・同和政策・男女参画課、こども家庭課、保険年金課、保育幼稚園課、健康づくり課、教育委員会学事課、市民生活課

② 研修会の実施や派遣

ア 佐賀市内部での実務者研修会の開催

平成30年度から毎年度実施。令和3年度は5月18日開催

対象：構成部署の実務担当者（新任の担当者を含む）

講師：佐賀県くらしの安全安心課犯罪被害者支援コーディネーター

参加者数：令和3年度 17名

イ 外部機関等主催の研修会派遣（令和3年度実績）

佐賀県くらしの安全安心課及び佐賀VOISSの共催による以下の研修会

- ・ 「犯罪被害者支援サポーター養成講座」（アバンセでの連続講座）

内容：被害者支援に関わる警察、弁護士、臨床心理士等による支援内容等の講義

佐賀市からの参加：3回 のべ4名

- ・ 市町職員等を対象とした犯罪被害者支援研修会（9月1日 オンライン形式で開催）

内容：犯罪被害者遺族による講演

佐賀市からの参加：構成部署6部署から7名

- ・ ブロック別実務者研修会（12月17日 佐賀市役所大財別館で開催）

内容：社会福祉士による被害者支援に必要な社会資源等についての講義

佐賀市からの参加：構成部署6部署から6名

(8) 民間の団体に対する支援

① 寄付型自動販売機の設置への協力（支援先：佐賀VOISS）

令和4年1月末現在10台設置

市営住宅 3台（嘉瀬団地、正里団地、鹿江団地）

校区公民館 4台（松梅、西与賀、北川副、巨勢）

つくし斎場 3台

② ホンデリング事業への協力（支援先：佐賀VOISS）

ホンデリングとは、読み終えた本等を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として佐賀VOISSが行う犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てる。

回収BOXを本庁東側玄関付近に設置（令和2年8月～）

回収実績

令和2年度 355冊

令和3年度（1月末現在） 214冊

### 3 課題

- （1） 庁内担当者の相談対応スキルの維持、向上
- （2） 庁内及び庁外関係各部署との情報共有及び連携

犯罪被害者等支援に関する市の担当部署

相談・対応内容等		担当部署
総合相談窓口	犯罪被害者等からの相談受け及び庁内・関係機関との連絡調整	生活安全課
	傷害見舞金、遺族見舞金の支給	
居住関連	市営住宅入居に関すること	建築住宅課
生活資金関連	生活資金に関すること	生活福祉課
	生活課題(困窮・就労等)に関すること	福祉総務課
	複合的な福祉の課題に関すること	
	国民年金に関すること	保険年金課
	子どもを預ける際の費用負担	保育幼稚園課
	就学援助	学事課
	日本スポーツ振興センター共済制度	
資格の取得、スキルアップ	こども家庭課	
医療費関連	国民健康保険に関すること	保険年金課
	後期高齢者医療制度に関すること	
	医療費に関すること	障がい福祉課
	福祉の制度について	
子育て関連	妊産婦・乳幼児に関すること	健康づくり課
	子どもを預けること	保育幼稚園課
	小中学校の転校	学事課
	子育てに関する相談	こども家庭課
	子どものショートステイ	
	児童扶養手当に関すること	
	ひとり親等医療費助成に関すること	
	ひとり親の相談全般	
子どもの進学等の経済的支援		
高齢者関連	高齢者虐待に関すること	高齢福祉課
	高齢者詐欺被害に関すること	
	高齢者のDV・ストーカー被害に関すること	
	相談支援に関すること	
その他支援	個人情報の保護に関すること	市民生活課
	離婚や養育費について相談	こども家庭課
	女性の相談全般(DV含む)	
	犯罪被害者とその家族の人権についての啓発	人権・同和政策・男女参画課

## 佐賀市生活安全推進協議会委員名簿

所属団体名	所属団体役職	氏名	備考
佐賀大学芸術地域デザイン学部	教授	やまぐち ゆきこ 山口 夕妃子	
佐賀市青少年健全育成連合会	会長	みやざき かずひこ 宮崎 和彦	
佐賀市自治会協議会	副会長	いしい たかし 石井 孝嗣	
佐賀市地域婦人連絡協議会	相談役	さかた つやこ 坂田 艶子	
佐賀市民生委員児童委員協議会	監事	よしうら としきよ 吉浦 利清	
佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	いけだ としのり 池田 敏憲	
佐賀市子ども会連絡協議会	会長	いしまる まさのぶ 石丸 正信	
佐賀市PTA協議会	事務局	いとう えつこ 伊東 悦子	
佐賀県高等学校長協会	佐賀東高等 学校校長	ひろしげ あきひろ 廣重 昭博	
日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	総務部長	あねかわ ひろき 姉川 祐紀	
佐賀商工会議所	女性会理事	かいほら まゆみ 貝原 真由美	
佐賀新聞社	総務部主任	やまぐち こうき 山口 功規	
NHK佐賀放送局	副局長	くまがみ こうじ 熊耳 孝仁	
株式会社サガテレビ	総務部長	ときさと まさる 時里 優	
佐賀南警察署	署長	しらに た こうじ 白仁田 浩司	
佐賀北警察署	署長	はらだ たかし 原田 崇	
佐賀市	副市長	いとう ひろみ 伊東 博巳	
佐賀市教育委員会	教育長	なかむら ゆうじろう 中村 祐二郎	

◎委員数:18名 任期:令和4年2月1日～令和6年1月31日



○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に係る機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に係る行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くこ

とができる。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前の大和町防犯推進に関する条例（平成7年大和町条例第20号）第7条及び富士町防犯条例（平成7年富士町条例第17号）第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の川副町防犯条例（平成6年川副町条例第18号）第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例（平成7年東与賀町条例第13号）第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例（平成7年久保田町条例第15号）第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則（平成19年9月25日条例第135号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。